

目 次

第2回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第2回大宜味村議会臨時会会議録（1月26日）	3

第2回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和59年1月26日

会期1日間

閉会 昭和59年1月26日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
1月26日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第4号 提案説明、質疑、討論、採決

第2回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和59年1月26日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和59年1月26日 午前10時00分)

閉 会 (昭和59年1月26日 午後4時45分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

12番議員 前 田 貞四郎 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 建 設 課 長 古我知 清 君
助 役 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第4号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和59年大宜味村議会第2回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において6番平良俊政君、7番宮里盛順君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時03分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時04分)

再 開 (午前10時09分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第4号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第4号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ846千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,623,546千円とする。細部につきましては助役以下担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩 (午前10時12分)

再 開 (午後3時46分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 2款1項1目19節に謝名城通学路、津波集落集会所、押川簡易水道等の事業費が計上されているわけですが、これ等のものは水基金からの助成ということがあります。過日、知事と村長が覚書きを締結されているわけですが、これを見ますと田嘉里川、喜如嘉川及び平南川からの取水に関して同意すると同時にこれ等の地域にかかわる、或いは村が要望するところのそれぞれの事業を助成しようという助成計画も含めて両者が調印されているようですが、疑問に思うことはこの中に大保川、アザカ川が含まれておらないということなんです。なぜ、大保川、アザカ川がこれに含まれてないのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 大保とアザカにつきましては今回の覚書きを締結する対象には入っていないわけです。これまでやってこられた取水については入っていないということです。

○ 13番（松島重克君） 前期の議会におきまして当時の企業局長でありました嶺井局長が既設のポンプ場から取水しているものについても考えましようということで1億円が考えられていると、いわゆる今回助成される2億5千万円の内の1億円というのは大保川、アザカ川に対する助成ということのようではありますが、この覚書きの中にこの2河川のもものが表わされてないのはどういうことか疑問があるわけです。

○ 村長（新城繁正君） 当時は見返りというのが出来なかったので実際には引き継いでいるので責任者として村民からも要望があるということで、それについて補償しましょうというような経緯があったということでございますので、取水について新たに協議はないわけです。そういう意味で大保川、アザカ川についての覚書きの中に入れるということはされてないということです。

○ 13番（松島重克君） 当然、現在の企業局が当時の水道公社から権利義務は引き継いでいるというのが常識的な考え方です。

だから引き継いだところのアザカ川、大保川の取水等についてどう処理するかということについて今回の覚書きの締結の時点で当然出て来なければならない問題だと思えます。先程からの話によりますと大保川、アザカ川のもものは取り入れられてないということですが、本当に取り上げられてなければ大きな問題が出て来るんですがね。私は文字は出ておらないんですが、当時の嶺井局長はアザカ川、大保川の過去におけるそういう覚書きに反するような行為があったことについては詫び、そしてその見返りを出しましよう、だから2億5千万円の内の1億円がこの覚書きの助成金の中に含まれていると、であるならば私は当然この中にアザカ川、大保川も取り上げられるべきであって、この覚書きの中で過去のものは精算され

ていると、これからの村と県との権利義務を新たに規定しなければいかんと、今の話であれば過去において締結されたところの覚書きが当然これからも生きると、この覚書きと別に生きるということになると思うんですがね。そういう解釈に立っておられますか。

○ **村長（新城繁正君）** 大保川、アザカ川の覚書きというものは注意が足りませんで見えておりませんが、その時点で締結されたわけですからそれは有効だと私は考えているわけです。今回の覚書きの締結は企業局が復帰後誕生して企業局が新たに部落と協議をして村に持ち込んでそれを集約したものを覚書きの内容としていると、ただ、その時点で締結はされたんだがその当時に見返り関係がどうなっていたか定かではありませんが、しかし、現実になされていないという声が当時の村長からも出されたし、或いは議会からもそういう意見が出されたということで、それでは当時の水道公社と締結がされているんだけども補償が1文も無かったということであれば補償してあげるのが建て前ではないかというような局長の考え方が答弁となって上積みとなったものだと思いますので、今回締結した覚書きとは別だと私は考えているわけです。

○ **13番（松島重克君）** この助成事業からしますと当然アザカ川、大保川に関係のある地域の助成事業も含まれているわけですね。ところがこの覚書きを見ますとアザカ川、大保川の名前がない。そうしますと塩屋港内の関係部落が助成をしてもらうということにつきまして、これは田嘉里川或いは喜如嘉川の取水に対する見返りから分けてもらっているという受け取り方が出て来るんですよ。あくまで別だという考え方でいいんでしょうかね。

○ **村長（新城繁正君）** 大保川、アザカ川につきましては既に当時の村長と水道公社との間に覚書きが締結されて企業局が取水を行っているということでございますので、その覚書きは現在でも有効であるということは先程も申し上げたとおりでございます。喜如嘉、田嘉里、平南につきましては新に協議が持ち込まれたので、その3河川についての覚書きというのがあくまでも内容でございます。ただ、見返りをどうするかという段階で今から取水することについては部落からいろんな要求が出ていると、ところがこれまで取水を続けている所についてはまったく補償がなされていないとそれでこれをどうするかということが出て来たために企業局としてはそれについても補償は考えましょうという形で処理されてきたということでございますので、もし、大保川、アザカ川につきまして締結の中にそういうような疑義が生じるとか、契約についての双方の協議が必要だということでありましたら当然その時の契約も有効と考えておりますので、それを再度確かめて手続きをしなければいかんだろうと思います。別に分け前を取ったということではなくて当然前に補償をすべきものがやられてなかったから今回補償の中で追加しようというのが企業局長の本意だろうと受け取って私は調整をしたということでございますので、そういうような覚書きの内容になっているわ

けです。

○ 13番 (松島重克君) いろいろおっしゃってはおりますが、金さえもらえば理由はどうでもいいんじゃないかと、私はこれではおかしいと思うんです。今回の覚書きの締結に当ってこの中の1億円はアザカ川、大保川の過去にさかのぼっての見返りということで上積みされるということであるならば、当然これは触れられなければいかん問題だと私は思うんですよ。これは誰もがわかるような形にしなければいかんと思います。

喜如嘉川、田嘉里川、平南川の3河川に対して水資源から関係地域に助成金が出るんだということをこれは表わしているんでしょう。やはりアザカ川と大保川も表わすべきであったと思うんですがね。

○ 村長 (新城繁正君) この問題は年数がかかっておりまして、大保川とアザカ川につきましては交渉の中でもどうするということは経緯としてございませんので、今回の覚書きはそのような表現にせざるを得なかったと言いますか、協議を受けた場合にそれについても協議するということがありますので、喜如嘉、田嘉里、平南とアカガ、大保につきましては途中で補償がなされてなかったということが出て来て補償について考えるという経緯があるものですから、そしてこちらからも大保川とアザカ川について具体的に提起もしてないものですから最終的に私が責任をとります場合には引き継いだ事務を進めていったという形になっているわけでございます。

○ 13番 (松島重克君) かなり長い経過を経てこういう結論が出たと思うんです。しかし、締結をしたのは現村長でありますので、そうしますと締結される方が大所高所からこの覚書きでいいのかどうかお考えになりますと、やはり1億という金がこの2億5千万円の中に含まれておれば考える事項だと私は思うわけですがね。この2河川が触れられておらないのは不思議でならないわけです。

ところでこれと大保川、アザカ川の覚書きは別だということではありますが、そうしますとアザカ川、大保川の覚書きは独立した覚書きであって、これに関しては独立したこれからの取り扱いを考えなければいかんということになるんですがね。私は先程申し上げましたが、これでもって過去のいざごは清算されたという意味で1億円は出されたと思ったんですが、村長はそうでないと、あの覚書きは別だということになりますとこの覚書きについてまたいろいろ出て来ると思いますよ。これに対応される考えはございますか。

○ 村長 (新城繁正君) アザカ川と大保川のポンプ場設置について覚書きが締結されておられるようでございますが、私の不勉強のいたすところでまだその内容は見ておりませんし、その内容がどうなっているかによって対応しなければいかんと思います。

○ 13番 (松島重克君) 何故私がこういうことをお尋ねするかと言いますと、私はこの覚

書きによってアザカ川、大保川の過去の水道公社或いは企業局の不法なやり方を清算したいということで1億円が上積みされたと見ているんですがね。そうでないとおっしゃっておられるでしょう。そういう考えでおられるんならアザカ川、大保川の問題がこれから派生するということなんですよ。

そうしますと覚書きに違反しているということは明確なんです。これはご存知だと思いますが私は根路銘村長時代からこの問題に何回も触れておりますので、この覚書きに最も違反しているものを2つ挙げてみますと、橋の上に取水口が堂々と取り付けられているということと取水施設が当初よりも何倍にも増強されていると、これ等については村と何の協議もなかったと、知らなかったということを根路銘村長は言っているわけです。これは明確に違反しているわけです。この覚書きでこういう諸々のものが清算されてなければこの問題はこれから取り上げなければいかんということになりますよ。だからあえて私はこの覚書きの中でそういうものも清算されたのではないかと思ってお尋ねしたんですが、別だとおっしゃるから、別であればこれから覚書き違反事項について村は取り組まなければいかん。対応される構えがあるかどうかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 違反がはっきりしているということですが、松島議員はその内容を十分ご存知であるわけですので、十分確認しまして、企業局が上積みしようと言ったのはこういうことについて違反しましたからその分について補償しようという内容であったのかどうか。これは確かめてみなければいかんわけですが私はそのようなことにつきましては十分承知しておりません。

○ 13番（松島重克君） どうも村長はこの問題について十分掌握されてないようです。先程この1億円の上積み等については川がはん濫して周囲に被害を与えた補償というようなお話ですが、それはそうじゃあないんですよ。この件につきましては関係者が当時の水道公社に何回か足を運びましたが原因が分らんということになって立ち消えになっているわけです。仮にその問題について補償するならば個人個人に補償しなければいかんでしょ。1億というのはそうじゃあないんですよ。これは覚書きの中で決められている地下に浸透するものを取ると、それを覚書きと違った橋の上で大きな取水口を造ってしまっていると、これは協議もなにもされなかったと、これは根路銘村長がはっきり言っていますよ。こういうことは分かりませんでしたと、これは分からなかった方にも落度はあるわけです。これは違反事項であるということのはっきりします。私が申し上げたいことは、これを締結する時点でアザカ川、大保川の補償もこの中に含まれておると、過去のそういうことも詫びるという意味でも1億は上積みされているんだということならそれもいいんですよ。ただ、この覚書きの文の中でアザカ川、大保川の名称が抜けたということならそれも分かるんですよ。ところがあ

くまでも別だと言うから別ならこの問題新たに出ますよと言っているわけですよ。その時点で今頃からこういうことを言ってもらっては困ると、そういうことも含めて1億円は上積みしたんですよと、こんなこと言われたらどうにもならんでしょう。だから私はあえてこの中に含まれているのではないかと、但しこの文章の中にアザカ川、大保川に触れるのが抜けていたと、どうもそうではないかということで私はお伺いしているんですよ。あくまでもアザカ川、大保川は別だというならそれはそれで結構ですよ。しかし、新たにその問題が提起されるということになるわけですね。その点はどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 私の理解のまずかったところもあると思いますが締結そのものは大保川、アザカ川から取水をするという締結、それは前に交わされているものですからこれを私が含めてこの中に入れるということはそうではないんですよということを申し上げているんです。

この締結はあくまでも喜如嘉、田嘉里、平南のものでありますけれども、ご指摘になりましたようにもう少し説明すればよかったかも知れませんが、2億5千万円という補償の中にはアザカ川、大保川のものも含まれていますよと説明すれば確かにもっとはつきりするわけでございます。その辺は私共の経験といいますか配慮が足りなかったというのは十分分かります。ですからこれは一応締結されたものでございますので、区会長とか広報とかの機会がありますれば説明をしてこの締結についての理解を求めたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） そういう答弁をなされますと分かるわけです。そうしますとここには表われてないが、過去における企業局なり水道公社の不法なやり方をこの際詫びるといふ意味も含めて1億円が上積みになったんだなあと理解出来るわけです。そうしますとさかのぼっての追及は出来ないと、これで一応は了解したという形になって、今までの問題は一応これで清算されたというように受け取るのが妥当ではないかと思っているんですがね。それでよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） 経験の豊富な議員さんが説明されてよく分かりましたが、企業局長が言ったこともそれはあるかも知れませんが、そういうことも確かに企業局長としては追及されたらやはりこれについても大変まずかったということで、それじゃあこれも含めてという意味でおっしゃったかも知れません。ですから今のお話からそういうことだったのかなあと感じましたので、今のお話のように処理はしたいと、但し今後の問題も続きますので取水問題につきましては双方が納得出来るような方法で今後とも改善していかなければいけませんので、そのような立場に立ってこの問題については覚書きの内容を遵守していくということをはっきり申し上げておきたいと思っております。

○ 13番（松島重克君） 最後に申し上げておきたいと思っておりますが、そういう意味で過去に

おけるアザカ川、大保川の覚書きを守らなかったというお詫び或いは反省という意味で関係地域の事業を助成しようということも含めて、今回の覚書きの締結がなされているということをも十分周知徹底されなければいかんと思います。そういうお考えで臨んでいただけるかどうかお伺いしておきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 新聞報道が出てあともいろんな地域から要望も出ておりますので、皆さんの理解をいただくために今のような内容も含めまして区長会等でも十分説明をしたいと思っています。

○ 7番（宮里盛順君） 取水に関する覚書きに村の要望事項と部落の要望事項がありますが、そこには事業別に金額が書かれているわけです。説明では村の要望事項については村が直接やると、部落から要望されたものについては部落でやると、その場合に明示されている金額は事業の明細によってやるのか。

○ 助役（仲村順三君） 企業局、基金、役場も一緒になってその運用について話し合いやりました。その中で県の基準に見合う設計書を添付して交付申請をやるということになりますので、部落から要望のあるものにつきましては一応補助の形でしまして部落にお任せするというのですが、そのような申請事項や実績報告等につきましては役場で面倒を見てやりますということで話し合いしているわけです。ですから当然設計書も県が審査する、或いは実績報告も様式によってしなければ助成金が出ないということになりますので、そのようなことについては当然それに関係する書類は全て完備しなければいけないと思っています。

○ 7番（宮里盛順君） 津波集会所の増築について私達の要望としては舞台装置をしてくれという考え方で要望していると思います。この増築がされるということになると便所が撤去されなければならんと、それと同時に新たに造らなければならんし舞台装置もしなければいかんわけです。それがこの額に含まれているかどうか。

○ 助役（仲村順三君） そのことにつきましては区長をお呼びして事業の内容については部落にお任せしますと、その内容が部落で実施設計を委託する時点で含まれておれば入ってくると思います。

○ 7番（宮里盛順君） 部落に任されるということになるとある程度単価を落してこの事業をまかないうる場合もあるわけですし、基準に基づいてやるとなるとひとつの事業が出来ないとかいう結果もあるわけですが、この基準はあくまで県の基準ということであるのか。

○ 助役（仲村順三君） 水基金の言う県の基準、これは基金の方で助成申請が出た場合に当然実施設計も添付して申請しますので、その申請された設計書が県の各関係部課に審査をさせるということですので、その審査の段階で材料、工事費など全て審査すると思いますので、その段階でヒヤリング等も当然あると思います。その段階で調整は出来ると思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後4時40分）

再 開（午後4時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

○ 2番（金城隆好君） 一部分に議員として検討すべきものがありますので退場いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 2番退場。（午後4時42分）

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時43分）

再 開（午後4時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番入場。（午後4時44分）

これにて昭和59年第2回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後4時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（6番） 平 良 俊 政

署名議員（7番） 宮 里 盛 順